

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成17年11月21日付けで、実施機関に対し、「〇〇市（旧〇〇町を含む）内でゴルフ場内及びその周辺を残土等で改変する工事（前駆工事を含む）に関して、本庁及び出先機関が作成もしくは取得した文書の一切（ただし、2004年3月31日以前のもの）」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、健康福祉環境部不適正処理対策室（現在の環境生活部不法投棄監視課）及び岐阜地域振興局環境課（現在の岐阜振興局環境課）が保有する、特定法人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場の改変工事に関する公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、平成17年12月16日に、特定法人に対して、特定法人の印影の公開について条例第14条第1項の規定による第三者からの意見聴取を行い、同日公開しても支障を生じない旨の回答を口頭で得た。

実施機関は、平成18年1月4日付け不第182号及び岐振第1074号で公文書公開決定を、不第183号及び岐振第1074号の2で公文書部分公開決定（以下これらを「本件処分」という。）を行い、請求者に通知した（公開しようとする公文書及び公開する部分は、別表のとおり。）。

また、特定法人から意見聴取した内容以外の情報の公開について、反対の意思表示があったため、当該法人に対し、当該法人に係る情報を公開することとした旨の通知及び本件処分に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を、平成18年1月5日付けで岐阜地域振興局より書面にて行った。

#### 3 異議申立て

特定法人（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成18年1月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成18年1月20日付けで、その職権により、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人及び請求者に通知した。

また、請求者（以下「参加人」という。）より、平成18年2月12日付けで、本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨の申請があったため、実施機関は、平成18年2月22日付けで参加することを許可した。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

残土処分による改変工事の場所（以下「場所情報」という。）について、公開することとした本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、補正書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により、改変工事の場所が特定されることは、その同一場所で改変工事請負業者が行った産業廃棄物の不法投棄現場が特定されることに繋がり、このため同所に第三者による新たな不法投棄が誘発される可能性があり、これにより捜査機関からの現場保存の要請に応えられなくなるおそれがある。
- (2) 本件処分による場所情報の公開が、周辺住民等に産業廃棄物の不法投棄の検証の機会を与える趣旨であるとの実施機関の主張については異存はない。しかし、当該現場を実施機関職員等が定期的に視察し、工事請負業者を指導していたにも関わらず、当該業者の不法投棄を発見できなかった事実を鑑みると、場所情報の公開により一般人である周辺住民らの監視が強化されたとしても、同所に新たな不法投棄が発生しないとは考えられない。また、現場保存は土地所有者かつ施工主である異議申立人の義務であるとしても、場所情報の公開により本件現場に新たに不法投棄が行われた場合までは責任を負いかねる。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件事案の概要について

本件対象のゴルフ場改変工事場所及びその周辺地においては、平成3年度より擁壁及び排水に関する指導を行っており、その工事の際には、必要以上の開発行為、農業振興地域内での農地の一時転用や森林の無断開発等が工事請負業者により行われており、実施機関においても各関係機関の連携のもと、再三指導を行っていたものである。

なお、廃棄物の不適正処理に関わる事項として、平成15年5月に本件造成場所において、搬入された土砂の中に悪臭を発する汚泥様の物が混入されていることを立入調査で確認し、検査した結果、有害物質が基準を超過して検出したため、事業者に改善を指導した事案がある。

#### (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)について

同法第16条において、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とし、これに違反した者に対しては、同法第25条第1項第14号において同法で最も重い罰則を設けており、同条第2項ではその未遂も罰することとしている。

そして、知事は、同法第18条第1項に基づき、排出事業者、産業廃棄物又はその疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者等に対し、必要な報告を求めることができ、同法第19条第1項に基づき、それらの者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その

他の物件を検査させ、試験のために無償で収去させることができる。

また、同法第12条第1項から第3項までの規定に基づき、排出事業者は環境省令に定める産業廃棄物処理基準及び同保管基準に従う義務があり、他人に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、処理業の許可を有する者に委託しなければならない。

これらの処理基準又は保管基準が適用される者が当該基準に適合しない保管、処分等を行った場合は、同法第19条の3第2号の規定により、知事はその者に対し改善命令を発することができる。また、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、同法第19条の5第1項の規定により、知事は、当該処分を行った者等に対し、期限を定めてその支障の除去等の措置を命ずることができる。

以上の規定により、県は排出事業者及び行為者等に対し、廃棄物の適正処理を指導し、撤去等を命じている。なお、廃棄物の適正処理に関する指導監督権限は、措置命令の発出を除き現地機関である地域振興局及び同事務所に委任されている。

## (2) 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(平成11年岐阜県条例第10号)及び岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱(平成8年12月27日衛生環境部長通知)について

土地所有者等は同条例第13条第1項により、その所有、管理する土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう適正な管理に努めること、同条第3項により、原状回復のため、容易に対処することができるものと認められる措置を講ずるよう努めるとともに、県が講ずる生活環境保全上必要な措置に協力することを義務づけられている。

また、岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱第3条により、関係機関は、地域ごとに廃棄物不適正処理対策連絡会議を組織し、不適正処理に関する情報の収集、分析及び実態の把握、関係法令に基づく迅速、的確な指導及び早期改善、パトロール活動の実施等を行っている。

今回の指導は、この要綱に基づき、関係機関の合同パトロールにおいて廃棄物の疑いのある物を認知し、事業者に対し、必要な措置を講じたものである。

## 2 本件対象公文書について

対象となった公文書は、1に記載する指導において各関係部局が取得又は作成した文書であり、異議申立人の経営するゴルフ場のコース改変協議に係る添付書類の一部、産業廃棄物最終処分場建設計画に係る資料、一連の開発行為に関し現地機関等が行った事業者との打合せ・指導内容が記録された文書、不適正処理初動調査等結果票及び汚泥様の物の排出事業所への立入検査等の現地調査の復命書等が含まれている。

## 3 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

### (1) 条例第6条第1号(個人情報)の該当性について

対象公文書中には、試料採取時の立会人の氏名、共同企業体等の事業者の従業員の役職・氏名・E-mail・携帯電話番号、所轄警察署の警部補以下の職員の職及び氏名、土壌の保管場所の土地所有者の住所及び氏名、個人が識別できる顔部分の像が撮影された写真等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当するとして非公開とした。

しかし、法人事業者の役員の氏名、県議会議員の職及び氏名、計量証明書に記載された環境計量士の氏名並びに農地転用が承認され当該場所の標識に掲示された土地所

有者の氏名については、公表が予定されている個人情報であり、本号ただし書イに該当すると判断し、公開とした。

(2) 条例第6条第3号（事業活動情報）の該当性について

異議申立書によると、異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所」に関する情報の非公開を求めている。なるほど当該情報は、ゴルフ場改変工事地内での産業廃棄物の不適正処理現場の情報でもあり、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が行為者でないとしても、異議申立人が施工主及び当該土地所有者として当該地域において社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性があるのではないかと考えられる。

しかし、以下の理由により、場所に関する情報を公開することが必要であり、かつ妥当であると考え。そして、異議申立人の当該土地所有者かつ施工主としての責任の重さを考えれば、場所を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

① 本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報について記者発表を行っており、平成18年2月の報道においても、既に一部新聞紙面には行為者名及び不法投棄がされた場所を挙げ、行為者の逮捕の記述とともに掲載されたところである。

本件決定においても、不法投棄された場所に関する情報を公開するのは、不適正処理現場の周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たし、その処理状況等に関する情報を周辺住民等が検証できるように広く情報の公開を行う必要があると考えるからである。

② 通常、場所が判明して住民の監視の目がより強くなれば、公開された場所に対し、これ以上の不法投棄が行われるとは考えがたく、異議申立人が主張するような「別の不法投棄を誘発する」事態が生ずるとは認められない。

③ また、異議申立人が主張する「捜査機関からの現場保存の要請に応えられなくなるおそれ」についても、当該土地所有者かつ施工主である異議申立人の責任において行うべきものであり、場所を公開することにより現場を保存することが困難になるというような理由は特段認められない。

次に、異議申立人から提出されたゴルフ場コース改変協議書に添付された書類の一部には、改変の大まかな内容、改変場所の図面、地形図上に描かれた残土の埋立て形状等の情報があるが、これらは計画の概略を示す情報であり、詳細な工程、ノウハウ、資金管理等の事業者の営業秘密となるものではないから、公開することとした。

また、異議申立人からは、安定型最終処分場の建設に係る事前協議申出書が提出されている。任意で相談を受けたもので、そこには計画の概要、現場の平面図及び断面図等があり、さらに、建設に伴う住民同意の手續や条例による規制に関する質問等のやりとりも記録されている。しかし、その情報の内容は、計画の概略に過ぎず、これにより具体的な場所・工事の内容が明らかになっているとはいえないし、協議の過程における関係者の間の意見等に関する情報も地元住民にとって重要な意味を持つと判断したことから、公開することとした。

また、当該処分場に係る土地開発事前協議申出書があるが、これも正式な協議ではなく、その前段階で内容確認のために提出されたものである。事業の概要、現場の概要図等の情報が記録されている。しかし、この計画は既に中断されており、公開しても事業者の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められない。

改変工事の現場での廃棄物に関連する事項としては、平成14年8月、瓦等の埋立てが懸念された事案があり、工事完了後又は機能喪失後の撤去を義務付けたり、平成15年5月に異臭を発する汚泥様の物が混入した土砂の処分を指導したり、平成16年2月にアスファルト塊及びコンクリート塊の放置に対して事業者を指導したりしている。産業廃棄物の不適正処理に関するこうした指導の過程に関する情報も、県民の関心が高く、県民の健康及び生活を保護するために重要であることから公開することとした。

さらに、現地機関合同の改変場所の現地調査復命書に記載された異議申立人や工事請負業者らへの指導事項は、県からの行政指導事項であるが、事業者側の対応方針も記載しており、公開しても事業者の不利益にならないと考える。なお、工事請負業者については、不法投棄をしていたことから、現場での状況は保護する正当な利益に該当しない。

以上により、非公開事由に該当する部分以外を公開決定及び部分公開決定により公開したとしても、異議申立人の事業活動に何ら支障はなく、本件処分は妥当である。

## 第5 参加人の主張

参加人が意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

実施機関が、ゴルフ場開発関係文書非公開処分取消訴訟の名古屋高等裁判所判決（平成16年（行コ）第21号）の趣旨に立脚して、本件各情報を公開するとした理由は、至極正当なものである。

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件対象公文書は、異議申立人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場及びその周辺地において行われた改変工事に関し、実施機関が平成16年3月31日までに作成・取得した公文書である。主な対象公文書として、ゴルフ場コース改変協議に係る文書、改変工事に係る事業者と県等の機関との打合せ・指導内容が記録された文書、産業廃棄物最終処分場建設計画に係る資料、不適正処理初動調査等結果票、汚泥様物の排出事業所への立入検査等の現地調査の復命書、県の関係機関の打合せ記録、現地機関が実施した改変工事現場調査の復命書等がある。

これらの文書は、「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱（平成2年7月10日付け公示）」、「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則（平成12年岐阜県規則第75号）」や「岐阜県産業廃棄物不適正処理対策要綱」等の規定に基づき、県が異議申立人その他の事業者を指導する過程で作成・取得されたものであり、県の関係部署で情報共有のために多くの文書がそれぞれ保管されていたことが確認できる。

本件対象公文書のうち異議申立人が本件処分により公開されることにつき取消しを求めている「場所情報」の内容は、次のものがある。

① 改変工事場所を直接的に示す情報

改変工事場所の所在地地番、改変工事場所の位置を示す図面（地図、計画図等）、改変工事現場を撮影した写真

② 改変工事場所を間接的に示す情報

県が異議申立人に対し改善を指導したゴルフ場のホール番号、改変工事隣接地の保安林の位置、改変工事隣接地の農地転用申請のあった場所

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」を公開することが法人としての競争上の地位その他正当な利益を侵害するとして、場所情報が条例第6条第3号の非公開情報に該当する旨主張していると考えられるので、本件公文書における同条第3号の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については公開しないことを定めたものであり、解釈運用基準によれば、以下の情報をいうとされている。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売等に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ② 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ③ その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの  
なお、法人等の事業活動に関する情報について、事業活動として保護する必要性と公開することによって実現される人の生命、健康、生活又は財産の保護といった公共の利益の保護とを総合的に勘案した上で、公共の利益を優先させる必要がある場合には、その情報は公開しなければならないと定められている。

イ 条例第6条第3号該当性について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」の非公開を求めている。当該情報は、異議申立人が施工主となったゴルフ場改変工事に関する情報であり、異議申立人のゴルフ場経営に関わる情報であって、いずれも本号に規定する法人の事業に関する情報と認められる。

しかし、当該情報を公開することにより、残土処分による改変工事を行う場所が特定されたとしても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められず、また、異議申立人からもこの点について、正当な利益を損なうことについての具体的な主張がなされておらず、非公開とする理由は認められない。

一般に、ゴルフ場の改変を行う場合は、森林の伐採や土砂の切り盛りが行われるため、その工事が適正に行われない場合、崩落等災害の発生するおそれもあり、工事内容は周辺住民にとっては重大な関心事であって、事業者側は自ら十分な情報を提供し、理解を得ることも求められるところ、本件工事は、県土木部長（当時）から、ゴルフ場の擁壁崩落のおそれや排水の処理に問題があるとして改善を指導されたことに対応するために行われたものであり、その工事の内容が適正に行われたことを住民が確認するためにも公開する公益性があると認められる。

また、本件工事現場の情報は、工事請負業者による産業廃棄物の不適正処理が行われていた不法投棄現場としての情報でもある。

これについては、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が直接の行為者でないとしても、工事請負業者に工事を発注した施工主として社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性も考えられる。

しかし、廃棄物の不適正処理に係る情報は、不法投棄が現場周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たすために公開することの公益性・必要性が大きい情報であり、現に本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報を記者発表している。

土地の所有者、占有者及び管理者に対しては、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例により、土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう適正な管理をすることについて努力義務が課せられているのであり（第13条第1項）、さらに、本件不法投棄は、異議申立人から改変工事を受注した工事業者が行っていたものであることから、異議申立人には、土地を管理する者としての責任とともに、工事発注者としての責任も認められるものである。

なお、平成18年2月に岐阜県警が実施した当該不法投棄現場の検証の状況は、一部新聞において異議申立人の経営するゴルフ場の名称及び所在地の大字名とともに報道されており、現時点においては、外形的に判明する事実と併せて、不法投棄現場に係る場所を特定することは容易となっており、公にされている情報であるともいえるものである。

異議申立人は、場所情報の公開により、新たな不法投棄の誘発を危惧する旨の主張をしている。

しかし、通常、不法投棄は人目につかないところで行われるものであり、不法投棄の事実が判明して住民の監視の目がより強くなった場所であれば、常に見られているということが不法投棄をしようとする者に対しての抑止力となるものであり、公開された場所にこれ以上の不法投棄が行われるとは具体的に想定できない。今回の事案のように警察の捜査が行われている場所であればなおさらである。捜査機関からの現場保存の要請に対しては、本件においては異議申立人が現場への立入禁止をする等の措置をとり、定期的に現場確認を行う等の通常管理義務を果たすことにより応えるべきものであり、新たな不法投棄が具体的に想定できない状況にあっては、それをもって非公開とする理由にはならない。

以上から、場所情報を公開することにより、異議申立人に何らかの不利益がある

としても、異議申立人の施工主及び土地を管理する者としての責任を考慮すると、それは受忍すべき範囲のものであり、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められない。よって、本件場所情報は本号に該当せず、公開とすべきである。

### 3 その他実施機関の主張

実施機関は、場所情報以外の情報についても縷々主張をしているが、異議申立人は、場所情報が公開されることをもって公開決定等の取消しを求めていることから、場所情報の公開が正当である以上公開決定等の取消しの必要はなく、その他の情報についてはあえて判断をするまでもない。

## 第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成18年1月31日	・ 諮問を受けた。
平成18年3月7日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成18年3月7日 (第70回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成18年3月9日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成18年3月27日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成18年3月28日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。 ・ 参加人に公開決定等理由説明書及び公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成18年4月21日	・ 参加人より公開決定等理由説明書及び異議申立人の意見書に対する意見書を受領した。 ・ 実施機関に参加人からの意見書を送付した。
平成18年5月15日 (第71回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	蒲 修	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

別表 公文書しようとする公文書及び公開する部分一覧

○不適正処理対策室分

不第182号による公開決定分

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H15. 05. 09	不適正処理初動調査等結果票	・事案概要（認知、端緒、所在地、行為者、現場の状況、土地所有者、行為の目的、行為の開始時期、廃棄物の種類・量、環境への影響等） ・ゴルフ場コース開発区域（改変区域） ・造成計画断面図 ・改変の概要及び理由書
2	H15. 05. 09	行政検査の依頼について	・行政検査の依頼文（検体採取場所、検体搬入日、検体名、検査依頼項目） ・検査の必要性
3	H15. 05. 14	特定ゴルフ場に搬入された汚泥の検査結果について(中間報告)	・特定有害物質の基準超過等 ・早急な雨水防止措置の指示
4	H15. 05. 19	行政検査結果について	・検査結果項目別一覧、検定方法、判定基準
5	H15. 06. 18	特定ゴルフ場の埋立地(工事請負業者)の依頼検査結果について	・地域振興局からの工事請負業者の埋立残土の取扱いに関する情報提供（工事請負業者が依頼した検査の計量証明書、特定ゴルフ場の第一次計画地及び第二計画地位置図、残土の搬出先の位置図） ・今後の措置と工事請負業者への指導内容
6	H15. 07. 25	特定ゴルフ場への搬入残土調査の事後状況に関する情報提供	・地域振興局からの報告(〇〇市環境衛生課からの情報提供、工事請負業者に対する地域振興局の指導経緯) ・〇〇市が行った検査の計量証明書 ・今後の措置(電気伝導度の測定、重金属等の検査)

不第183号による部分公開決定分

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H15. 05. 15	5/15復命書	・地域振興局及び〇〇市役所において受けた経緯、状況の説明 ・現地調査の概要 ・現場写真 ・地域振興局が実施した現地調査の状況、聞き取り結果、現場写真 ・地域振興局が実施した廃棄物等の搬出状況の確認、搬出元の位置図、搬出状況の写真 ・地域振興局が実施した特定ゴルフ場における不適正処理指導の内容、聞き取り結果、現場写真
2	H15. 05. 22	特定有害物質検出の件	・地域振興局が作成した特定ゴルフ場造成場所における特定有害物質検出の経緯、今後対応方針(案) ・地域振興局が実施した事業者の土砂搬出作業の立会及び行為者からの聞き取り内容、搬出現場の位置図、写真 ・地域振興局が実施した土砂搬出元からの聞き取りと指導
3	H15. 06. 02	岐阜地域振興局からの報告を回覧	・地域振興局が実施した検体採取の状況、写真、試験検査依頼書、位置図 ・土砂搬出元が実施した土壌の自主検査結果並びに採取時の写真、試験実施機関のパンフレット等

○岐阜地域振興局環境課分

岐振第1074号による公開決定分

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H13. 07. 25	最終処分場に関する相談について	・事業者からの最終処分場の概要説明及び打合せ
2	H13. 09. 17	民間開発（産廃最終処分場）事業の地球環境村事業としての指定について	・事業者から最終処分場計画について地球環境村事業の指定を受けたいとの質疑及び回答 ・現地地図
3	H13. 10. 04	産業廃棄物最終処分場施設整備のアセスメントの進め方	・事業者から工事を二期に分けて行う時のアセスメントの実施方法についての質疑及び回答 ・処分場計画図面
4	H13. 10. 30	産業廃棄物最終処分場施設整備のアセスメントの技術指針について	・事業者からアセスメントの技術指針についての質疑及び回答

5	H14.05.09	産業廃棄物の最終処分の方法について	・事業者からの焼却灰を溶融したスラグの埋立処分についての可否の質疑及び回答
6	H14.06.18	特定ゴルフ場の概要、経緯等	・経緯 ・建設事務所から振興課への報告書 ・改善指示の写し ・県ゴルフ場の環境管理に関する規則及びフロー図
7	H14.06.21	特定ゴルフ場に係る関係機関打合せ会議結果	・改善計画の提出にあたり関係課による事前打合せの記録（出席者による発言要旨）
8	H14.06.21	特定ゴルフ場に係る改善計画の提出説明	・改善計画の提出説明の記録（出席者による発言要旨）
9	H14.08.16	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視により確認した現場状況 ・現場写真
10	H14.08.30	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・現地調査に関する建築事務所作成の結果報告書（目視による現場状況、事業者への指導事項、写真）
11	H14.09.05	特定ゴルフ場からの問合せ	・事業者からの質問に対する環境課分の回答
12	H14.09.09	残土処分場に対する規制について	・質問に対する回答を地域振興局振興課から事業者へ伝えた報告書
13	H14.09.11	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
14	H14.09.20	H14.9.18付土地開発事前協議申出書（案）について	・事業者からの処分場の事前協議書（案）に対する意見を提出する際の廃棄物対策課への決裁 ・事前協議申出書（案）
15	H14.09.27	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、質疑事項、現地写真
16	H14.09.30	廃棄物処理事業者への回答案	・土地開発事前協議申出書（案）について、関係課の回答を取りまとめた文書
17	H14.10.11	廃棄物処理事業者の産廃処分場計画について	・事業者から環境課に産廃処分場計画に関する相談来課の報告の伺い（説明資料を含む）
18	H14.10.11	特定ゴルフ場の産廃処分場建設に関する相談について	・事業者から環境課に産廃処分場計画に関する相談来課の課内記録（説明資料を含む）
19	H14.11.19	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現場写真
20	H14.12.11	土コース変更協議に係る意見書	・ゴルフ場コース変更協議に係る意見照会の環境課回答案
21	H14.12.16	特定ゴルフ場に係るコース変更協議工事の現地調査計画	・現地調査の日程、分担、報告書様式
22	H15.01.10	復命書（特定ゴルフ場に係るパトロール）	・現場写真
23	H15.01.23	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、現地写真
24	H15.02.05	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現場写真
25	H15.02.20	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現場写真
26	H15.04.24	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
27	H15.05.09	不適正処理初動調査等結果票	・合同調査で発見した汚泥様土砂について、初動調査票により不適正処理対策室へ報告の伺い（図面を含む）
28	H15.05.14	復命書（特定ゴルフ場現地調査～保環研打合せ）	・採取した検体が溶出性試験基準値超過の可能性が生じたため、現状確認 ・現地写真 ・質疑事項
29	H15.05.19	行政検査結果	・不適正処理対策室からの検査結果 ・〇〇市への検査結果報告文書
30	H15.05.22	特定ゴルフ場造成場所に係る特定有害物質検出の件	・これまでの経緯及び今後の対応方針案
31	H15.05.23	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
32	H15.05.30	分析結果	・公衆衛生検査センターからの分析結果 ・採取場所図面
33	H15.06.16	工事請負業者の埋立残土の取扱について	・土壌及び沢水の検査結果について、〇〇市経由で情報提供 ・環境課の対応方針
34	H15.06.18	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
35	H15.06.30	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者との質疑及び指導事項、現地写真
36	H15.07.16	報告書（〇〇市から残土埋戻し確認報告）	・〇〇市から情報提供（特定ゴルフ場へ搬出を確認等）
37	H15.07.17	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
38	H15.08.07	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者との質疑、現地写真
39	H15.08.22	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者との質疑、図面

40	H15. 09. 16	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真 ・事業者が地権者に出した要望書に対する回答書とその添付資料
41	H15. 10. 01	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
42	H15. 12. 24	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、現地写真
43	H16. 01. 16	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
44	H16. 02. 04	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
45	H16. 03. 02	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真
46	H16. 03. 15	特定ゴルフ場パトロール復命書	・目視による現場状況、事業者への指導事項、現地写真

岐振第1074号の2による部分公開決定分

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H14. 06. 25	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ	・打合せ回議の記録 ・出席者の発言要旨
2	H14. 07. 01	特定ゴルフ場に係る対応打ち合わせ	・今後の対応方針案、対応フロー、Q & A及び対応経緯、指導文書 ・H13. 12～H14. 2までのゴルフ場事業者等と〇〇町の協議結果
3	H14. 08. 19	復命書	・擁壁の視察 ・作業道工事中止の確認 ・一時農地転用の残土確認 ・現地写真
4	H14. 08. 28	特定ゴルフ場内の工事について	・ゴルフ場施工業者への指導経緯 ・立入検査指導票 ・図面 ・現場写真
5	H14. 10. 10	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項 ・現地写真 ・〇〇町への依頼事項
6	H15. 03. 07	復命書	・目視による現場状況、事業者への指導事項 ・現地写真
7	H15. 04. 14	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場状況、事業者への指導事項 ・現地写真
8	H15. 05. 09	復命書	・立入時現場にて搬入残土から異臭を確認し、採取した検体を保健環境研究所へ搬入 ・現場写真 ・事業者からの聞き取り及び指導 ・図面
9	H15. 05. 09	復命書	・立入時現場にて土砂の異臭を確認し、採取した検体を保健環境研究所へ搬入 ・事業者からの聞き取り ・現地写真
10	H15. 05. 12	復命書	・搬入土砂の排出事業者から聞き取り調査及び搬出 ・現場への立入り調査の状況 ・現場写真 ・名刺 ・図面 ・対応方針
11	H15. 05. 15	復命書	・搬入土砂の排出事業者から聞き取り調査 ・警察署へ情報提供 ・名刺
12	H15. 05. 19	復命書	・不適正処理対策室へ状況説明 ・〇〇市担当と現地確認 ・現地写真 ・排出事業者への説明 ・〇〇市の対応内容 ・図面
13	H15. 05. 19	復命書	・土砂搬出立会 ・現場写真 ・検査結果 ・事業者からの聞き取り ・警察からの情報提供 ・対応方針 ・図面
14	H15. 05. 26	報告書	・土砂搬出元の土壌自主検査の結果報告
15	H15. 05. 28	復命書	・特定ゴルフ場残土処分場及び土場から検体採取し、〇〇市公衆衛生検査センターへ搬入 ・現場写真 ・〇〇市とのやりとり
16	H15. 6. 3	復命書	・目視による現場の状況 ・事業者への指示事項 ・今後のスケジュールについて事業者から説明
17	H15. 10. 15	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場の状況 ・事業者への指示事項 ・今後の予定について事業者から説明 ・現地写真
18	H15. 11. 12	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現場の状況 ・事業者への指示事項 ・現地写真